



## ▶ India Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。

## India Legal Bulletin | インド会社の企業コンプライアンス

2017年12月 No.IDA\_003

### 概要

インドの会社は、株主総会、取締役会その他の各種手続きに加えて、会社登記所への届出が厳格に要求されており、会社秘書役がこれらの届出等を行います。

インドにおける2013年会社法（「会社法」）は、取締役会による会社の経営及び管理、株主の権利、法定記録の維持、会社登記所への定期的な届出などに関する様々な規定を置いており、これにより規制当局による会社の健全性の把握が可能となっています。これら届出等の義務には、定期的に要求されるものと、該当事由が発生したときに遵守すべきものが存在します。

インドでは、払込済み株式資本が50百万インドルピー（約783,000米ドル）以上の株式会社は、日本と異なり、有資格者（インド企業秘書協会（Institute of Company Secretaries of India）が実施する試験に合格し、同協会の会員である者）をコンプライアンス責任者に任命するよう、会社法上義務付けられています。この責任者は、1980年（インド）会社秘書役法（Company Secretaries Act）に基づき、会社秘書役（Company Secretary）と呼ばれています。また、このように会社法によって会社秘書役の任命を義務付けられている会社以外の会社であっても、外部の会社秘書役にコンプライアンス業務を委託するのが一般的な実務慣行となっています。

また、会社法その他のインドの法律は、会社、取締役、マネージャーその他の役員が果たすべき様々な義務を課していますが、これらの義務を遵守しない場合には、厳しい処罰の対象となります。不遵守に対する罰則は、罰金（固定金額、又は不遵守の日数に1日あたりの罰金額を乗じた金額）から禁固刑にまで及び、重大な違反の場合は、取締役の資格が5年間剥奪される可能性もあります。比較的軽微な違反、又は善意の違反の場合は、罰金となります。従って、会社や責任者は、コンプライアンス上の義務を所定の期間内に果たすべく、自らが行った行為又は将来行う行為の影響を、確認・検討する必要があると言えます。

ご参考のために、以下に、非公開会社及び非上場の公開会社に適用される2017年4月から2018年3月の会計年度に関するコンプライアンス事項の表を掲載いたします。



### (A) 会社法上の事由又は行為

事由又は行為	該当条項	内容	時期
四半期取締役会議（少なくとも年4回）の開催	第173条（会社法の条文番号を示しています。以下略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催方法：会合またはビデオ会議</li> <li>開催通知：開催日の7日以上前までに各取締役に対し、手交／電子的方法／速達／書留郵便／クーリエにより送付</li> <li>短期通知（通知期間が7日未満の場合）：全取締役の書面同意により認められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎3ヶ月ごとに1回</li> <li>2つの取締役会議の間隔は120日以下とする</li> </ul>
取締役の利害関係	第184条	各取締役は、所定のフォーム（Form MBP-1）により、会社又は法人、企業その他の団体との利害関係につき開示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役として出席する最初の取締役会議において</li> <li>各会計年度の初回の取締役会議において</li> <li>既に開示した事項に変更があった場合、その変更後の最初の取締役会議において</li> </ul>

2017年12月 No.IDA\_003

(前ページからの続き)

事由又は行為	該当条項	内容	時期
取締役の不適合要件 非該当の宣言	第 164 条 第 (2) 項	各取締役は、所定のフォーム (Form DIR-8) により 2013 年 会社法の規定に従い、不適合事由のない旨を宣言しなければならない	その任命時又は再任前 及び各会計年度末
財務諸表の承認	第 134/139 条	定時株主総会に先立つ取締役会議において、 以下の議題を処理する ・財務諸表の承認 ・監査報告書の確認 ・取締役報告書の承認 ・定時株主総会の日時及び開催場所の決定 並びに会議開催通知の発行 ・任命について監査人の同意を取得	定時株主総会の 30 日前
定時株主総会	第 96 条	・2016-17 会計年度終了から 6 か月以内に定時株主総会を開催 ・2 つの定時株主総会の間隔は 15 か月以内とする ・年 1 回開催	2017 年 9 月 30 日以前
臨時株主総会	第 100 条	・株主の同意を必要とする事由	該当事由発生時
監査人からの適格証書	第 139 条 第 (1) 項	任命又は再任に先立ち、会社法に基づき定められる規定に 従い、不適合事由がないことに対する監査人 (候補者) の 同意書	定時株主総会の 40 - 45 日前
監査人の任命/再任	第 139 条	定時株主総会において普通決議を可決することにより	定時株主総会において (2017 年 9 月 30 日以前)
監査人の報酬の決定	第 142 条	取締役会が 2017 - 2018 会計年度に関する監査人の報酬を決定	定時株主総会後の 最初の取締役会議
追加取締役の任命 の補正	第 149 条、 第 15 条 2、 第 160 条	定時株主総会において普通決議を可決することにより	定時株主総会

## (B) 会社登記所への様々な届出

会社登記所への届出	該当条項	方法	期限
連結財務諸表を含む 財務諸表	第 137 条	・所定のフォーム (Form AOC-4)	定時株主総会開催日から 30 日以内
年次報告書	第 92 条	・所定のフォーム (Form MGT-7) ・所定のフォーム (Form MGT-8) : 払込済み株式資本を 100 百万インドルピー以上又は売上高を 500 百万インドルピー以上とする会社について	定時株主総会開催日から 60 日以内
監査人の再任	第 139 条	・所定のフォーム (Form ADT-1)	定時株主総会開催日から 15 日以内
追加取締役の任命 の補正 (もしあれば)	第 149 条、 第 15 条 2、 第 160 条	・所定のフォーム (Form DIR-12)	定時株主総会開催日から 30 日以内
その他の事由		・所定のフォーム (Form MGT-14) ・所定のフォーム (Form DIR-11) ・所定のフォーム (Form PAS-3) ・所定のフォーム (Form SH-7) 等	該当事由発生時

Author(s) / Contacts



[執筆]

弁護士 丹生谷美穂

パートナー/東京弁護士会  
> [View Profile](#)

E-mail:  
miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆]

外国法事務弁護士 (インド法)  
アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー  
> [View Profile](#)

E-mail:  
ashish.jejurkar@aplaw.jp

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
インドプラクティスチーム

E-mail:  
ipg\_india@aplaw.jp



このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。